

社会福祉法人正志会 評議員及び役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人正志会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、業務に従事する役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、理事のうち、この法人の就業規則に定める正職員に準じてこの法人の業務を行う理事長及び業務執行理事をいう。非常勤役員とは、役員のうち、常勤以外の者をいう。
- (3) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員及び評議員に職務執行の対価として報酬等を支給することができる。

- 2 法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員に対しては報酬等は支給しない。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の全理事の報酬総額は、定款21条の規定に基づき年間1,300万円以内とする。

- 2 この法人の全監事の報酬総額は、定款21条の規定に基づき年間140,000円以内とする。
- 3 この法人の常勤の役員に対する報酬月額は、別記1「役員理事俸給表」のうちから、「役員理事報酬の細則」に定めるところにより、評議員会の決議によって定めるものとする。
- 4 非常勤役員に対する報酬は、別記2「役員及び評議員の報酬」に定める額とする。
- 5 評議員には、定款8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。
- 6 個々の評議員の報酬は、別記2「役員及び評議員の報酬」に定める額とする。

(費用弁償の支給)

- 第5条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用について
はこれを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものにつ
いては、前もって支払うことができるものとする。
- 2 役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は一般職員
通勤費支給基準に準ずる。
 - 3 役員及び評議員には、出張に要する旅費（交通費、宿泊費）を、別記2「役員及び
評議員の報酬」のとおり出張費として支給することができる。

(報酬等の支給日)

- 第6条 常勤役員の報酬等は、毎月10日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝
日にあたる場合は、翌営業日に支払うものとする。
- 2 非常勤役員及び評議員の報酬等は、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

- 第7条 報酬等は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意
を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとす
る。
- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった
立替金等を控除して支給する。

(慶弔見舞金)

- 第8条 この法人は、役員及び評議員の罹病、罹災、慶弔事に対し、慶弔金または見舞金
等を支給することがある。別紙2「慶弔見舞金」

(公表)

- 第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める
報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

- 第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補足)

- 第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定め
るものとする。

附 則

この規程は2023年4月1日（評議員会の議決日以降）から施行する。

別記1 役員理事俸給表

号	月額（円）	号	月額（円）	号	月額（円）
1	150,000	7	450,000	13	750,000
2	200,000	8	500,000	14	800,000
3	250,000	9	550,000	15	850,000
4	300,000	10	600,000	16	900,000
5	350,000	11	650,000	17	950,000
6	400,000	12	700,000	18	1,000,000

【役員理事報酬の細則】

- 第1条 法人業務に従事する理事長・業務執行理事の役員報酬については業務分掌に沿った職務の対価としての支払いとする。別記3「役員業務分掌」
- 第2条 報酬等の算定基礎となる額、役職、業務内容、在職年数等により算出する。
- 第3条 賞与（夏期・冬期）は報酬月額に含み算出する。
- 第4条 法人として説明責任を果たすことができる基準を設定すること。監事はそれに対しての報酬に関する管理を行い、評議員会へ説明の責任がある。
- 第5条 理事長は、評議員会で役員報酬等の承認を得ること。

別記2 役員及び評議員の報酬

理事会・評議員会出席の都度（交通費含む）

(1) 理事、監事

1日4時間以内 5,000円
4時間以上 10,000円

(2) 評議員

1日4時間以内 5,000円
4時間以上 10,000円

(3) 評議員選任解任委員

1日4時間以内 5,000円
4時間以上 10,000円

(4) 別途交通費の支給

旅費	宿泊費	報酬	その他
実費	1泊 12,000円	日額8,000円	実費

別記3 役員業務分掌

理事長 業務執行理事

1. 理事会決定事項の執行に関すること
2. 法人運営・管理の総括に関すること
3. 定款、諸規則等の制定並びに改廃に関すること
4. 職員の人事管理、及び服務に関すること
5. 公印の管理に関すること
6. 予算及び決算に関すること
7. 予算の執行及び契約に関すること
8. 財産管理に関すること
9. 職員研修及び表彰に関すること
10. 行政との連絡調整に関すること
11. 事業所内のサービス管理に関すること

法人事務局、 管理業務

1. 理事長 法人代表
2. 業務執行理事 法人全体総括
3. 法人本部業務に関すること
4. 法人広報及び情報の公表に関すること（システムの導入）
5. 理事会、行政との連絡調整に関すること
6. 法人労務における各種保険に関すること
7. 法人事事務に関すること（人事考課）
8. 法人給与事務に関すること
9. 定款認可、申請、変更等官公庁への事務手続きに関すること
10. 退職金共済事務に関すること
11. 各種補助金に関すること
12. 各種会議等準備

会議体等 別紙1 「会議体」

別紙 1 会議体

A. 理事会

- ・法人運営、業務における重要案件等の決定、議決
- ・3月予算・事業計画の理事会、5月決算・事業報告の理事会、12月頃補正予算及び修正予算、理事会（3回/年）他必要に応じ開催

B. 監事会

- ・理事の業務執行状況及び法人の財産の状況の監査
- ・予算、決算時と年度後半の大きな補正がある場合の監査
- ・年間を通じた法人・施設会計の監査（決算時含む）
- ・年6回実施（監事を役員として役員報酬を毎月支払う場合）

C. 評議員会

- ・3月末予算・事業計画の評議員会、6月決算・事業報告の評議員会
- ・予算、決算、事業計画及び事業報告、定款変更やその他重要案件、評議員会において必要な事項の審議及び議決
- ・評議員会（2回/年）他必要に応じ開催

D. 外部監査

- ・年間を通じた法人・施設会計の監査（決算時含む）
- ・年1回実施

E. 事務局会議

- ・法人内の運営やサービスに係る案件、他重要案件の報告、審議等
- ・構成：理事長、常務理事、施設長、事務局、ユニットリーダー
- ・第2水曜日開催
- ・法人全体に関係する委員会の組織、運営 【事務局内での委員会の編成・分担、運営予定】 法人サービス向上委員会、法人人事考課委員会、法人職場風土向上委員会
法人研修委員会、法人広報委員会、法人システム運用担当、等

別紙 2 慶弔見舞金

別表1 祝金及び見舞金

区分	支給基準額	備考
受章祝金	ア. 静岡県知事、厚生労働大臣 表彰受章のとき 20,000 円 イ. 国の褒章制度による 褒章受章のとき 30,000 円 ウ. 理事長が指定した褒章 10,000 円以上 30,000 円以内	
傷病見舞金	ア. 私傷病見舞金 10,000 円 イ. 業務上の傷病による見舞金 (通勤災害を含む) 30,000 円	
災害見舞金	被害の程度により 10,000 円以上 50,000 円以内	

別表2弔慰金

対象者	支給基準額	備考
理事長	100,000 円	弔電・生花
業務執行理事	70,000 円	
その他の役員等	50,000 円	

別表3 香華料

対象者	支給基準額	備考
配偶者	30,000 円	弔電・生花
父母	10,000 円	
配偶者の父母、義父母	10,000 円	
子	30,000 円	
祖父母	10,000 円	弔電
兄弟	10,000 円	